



令和7年 11月 21日

午前・後 // 時30分受領

令和7年 11月 21日

南山城村議会議長 奥 森 由 治 様

南山城村議会議員 梅 本 章 一

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1,村での熊対策は	関西では、熊が出没する空白地になっていて、対策が出来ていない、しかし村でも、木津川市や京田辺市までも熊が目撃されている。木津川市では11月19日時点で目撃情報が56件に昇っている。専門家は、今から対策を講じなければ、5年もしたら東北と同じ状況になってしまうと言われて	村 長
	います。村の対策の考えは。	
2,村の物価高対策	国は、「おこめ券」を配布や、重点支援地方交金を大幅に積み増し、すべての自治体で活用する	村 長
の取組の考えは	子ども1人に2万円を支給するよう進めるそうですが、村での取組の考えは。	
3,議会独自のホームページを開設は	10月に神奈川県開成町へ広報の視察に伺いました。議会独自でホームページを開設されていて、私たちの映した映像を即動画で見せられました。議会をyoutubeで放送する1歩になると思うが	村 長
	村の考えは。	

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携 154 ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。

3 あくまでも「質問」に徹し、要望やお願い、お礼の言葉などは慎むこと。